

入所<超強化型> 利用料金表 (3割負担)[改正:令和6年8月1日]

1. 保険内料金

(1) 共通料金：ご利用された場合に必ず発生する料金です。

(円/日)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費 (従来型個室)	2,471	2,706	2,910	3,088	3,261
在宅復帰 在宅療養 支援機能加算Ⅱ	160				
サービス提供体制加算Ⅰ	69				
夜勤職員配置加算	75				
合計 (日額)	2,775	3,010	3,214	3,392	3,565
合計 (月額)	83,250	90,300	96,420	101,760	106,950

(2) 個別の料金：該当する場合に個別に発生する料金です。(加算についてのご説明を参照ください。)

①1日単位で発生する料金 (円/日)

初期加算(Ⅰ)	189
初期加算(Ⅱ)	94
療養食加算(1食につき)	19
短期集中個別 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	809
短期集中個別 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	627
認知症ケア加算	239

②月単位で発生する料金 (円/月)

経口維持加算Ⅰ	1,254
入所前後訪問指導加算	1,411
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	10
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	41
排泄支援加算Ⅰ	32
排泄支援加算Ⅱ	47
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅰ)	166
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅱ)	104
科学的介護推進体制加算Ⅱ	189
安全対策体制加算	63
処遇改善加算Ⅴ(1)	1か月の総単位数に 6.7%を乗じた単位

(3) 保険内料金補足事項

①上記(1)(2)の金額は、法定単位数に地域加算を乗じて端数処理を行った3割負担の金額を表示しています。

(地域加算: 日立市の地域区分は「5級地」に該当するため、1単位あたり10.45円で計算)

②厚生労働省が定める方法で端数処理を行う関係上、実際のご請求額と若干の差異が生じる場合があります。

2. 保険外料金

(1) 共通料金 (円/日)

食費	1,445
居住費	1,728
日用品代	300
教養娯楽費	150

(2) 個別の料金

私物洗濯代	400円/回
理美容代	2,000円から
電気器具持込料 (テレビ・電気毛布)	100円/日

加算についてのご説明（入所）

在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II	介護保険法に定められた、在宅復帰率50%以上、ベッド回転率10%以上、訪問指導等の割合の基準を満たしていることで算定。
サービス提供体制加算 I	介護福祉士の資格をもった職員が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されていることで算定。
夜勤職員配置加算	入所者20名に1以上の介護職員・看護職員を配置していることで算定（しおさいの場合 5名配置）
初期加算（I）	急性期医療機関に入院30日以内に退院。その後、入所した場合に算定。
初期加算（II）	初回入所で30日以内の期間算定。
療養食加算	医師の指示により療養食を摂る方が対象。
短期集中リハビリテーション加算（I）	入所者に対して、医師の指示を受けたリハビリスタッフが、入所した日から3か月以内の期間に集中的にリハビリを実施。その評価結果等を厚生労働省に提出。見直しをすることで算定。
短期集中リハビリテーション加算（II）	個別にリハビリを実施した場合に算定。（実施日に算定） 過去3か月以内（認知症専門棟は2か月）に施設入所していないことが算定条件。
認知症ケア加算	認知症専門棟を利用の方に算定。
経口維持加算（I）	摂食障害、誤嚥が認められる利用者に対して、食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成した方に算定。
入所前後訪問指導加算	入所前及び直後に入所者の自宅を訪問し、退所を念頭ににおいた施設サービスを策定し、療養方針を決定した際に算定。
褥瘡マネジメント加算（I）（II）	入所時に褥瘡発生を評価。多職種が共同で計画書を作成し加算（I）を算定。 次回評価時に褥瘡の発生がない場合に加算（II）を算定。
排泄支援加算（I）（II）	排泄に介助が必要な入所者に対して、多職種が共同して排泄支援計画を作成（I）し排泄状況において一部が改善（II）算定。
リハビリテーションマネジメント 計画情報加算（I）（II）	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が利用者に対してのリハビリテーション計画の内容などの情報を共有。口腔の健康状態、栄養状態の情報共有をしている場合（I）、リハビリの情報のみを共有する場合（II）を算定。
科学的介護推進体制加算（II）	入所者ごとの身体機能、栄養状態、口腔機能、認知症の状態、疾病状況服薬情報などの情報を、日々のケアに生かしている際に算定。
安全対策体制加算	厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして申請していて、介護施設サービスを提供した、入所初日のみ算定する加算
処遇改善加算V(1)	介護業務に直接従事する職員（介護職員）の安定的な処遇改善を目的として、賃金改善や職場環境の整備のために必要なお金を国から事業所へ支給する制度です。